

川島サッカー少年団父母の会 会則

2018/3/17改定

第一条 名称及び所在地

本会は、川島サッカー少年団父母の会と称し、事務局を本会の会長宅におく。

第二条 組織

本会は、川島サッカー少年団(以後、少年団と称す)団員の保護者全員及び卒団員の保護者の任意加入を持って構成する。

第三条 目的

本会は、サッカー活動を通じて団員の健全な心身の育成を計ることを目的とし、団員並びに指導者に対して必要な支援協力をを行う。

第四条 事業

本会は、第三条の目的達成の為に次の事業をおこなう。

1. 四日市サッカー協会4種委員会のリーグ戦、その他公式戦の参加と引率参加。
2. 四日市サッカー協会4種委員会の行う行事に参加する場合は、必要に応じて協力する。
3. 友好サッカー少年団との交歓会。
4. 団員相互の親睦並びに一体感を育てる為の諸行事。
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第五条 役員

一、本会は、次の役員をおく。

会長	1 名
副会長	若干名
書記	若干名
渉外	若干名
会計	若干名
会計監査	1 名

二、役員任期は、一年とし、三月、または四月の本会総会までとする。

但し、役員再任は、妨げない。

第六条 会議

一、本会の会議体は、総会および役員会とする。

1. 役員会は、会長の招集によって開催する。
2. 総会は、三月、または四月の定例総会と、役員会が必要と認めるとき会長の招集によって総会を開催する。

二、会議は、出席すべき員数の三分の二以上の出席者と委任状を以って成立し、出席者の過半数を以って議決する。

第七条 会計 (1)

一、本会は、少年団の会計の管理を行うものとする。

二、団員の保護者は、以下の少年団費用および本会の費用を負担するものとする。

1. 少年団 費用

(1) 入団金 2,000円

(2) 各種申込金 (年間費用)

財団法人スポーツ安全協会傷害保険【全団員】

四日市サッカー協会4種委員会個人登録費【3年生以下登録者、4.5.6年】

日本・四日市サッカー協会4種委員会チーム登録費【3,4,5,6年生】

日本サッカー協会4種個人登録費(三重県サッカー協会も含む)【登録対象試合出場選手】

第七条 会計 (1)

(3) 団費 (1ヶ月)

1・2年生 1,000円

3・4年生 1,500円

5 年 生 2,000円

6 年 生 2,500円

三、会計年度は、4月1日に始まり 翌年3月31日までとする。

四、練習などの活動を長期欠席した場合においても団費の負担は継続するものとする。

第八条 会計(2)

少年団の支出は、以下のとおりとする。

- (1) 前条の各種申込金(年間費用)
- (2) 日本サッカー協会4種チーム登録費(三重県サッカー協会も含む)
- (3) 四日市サッカー協会4種委員会チーム登録費
- (4) 指導者謝礼・指導者活動補助費
- (5) 少年団活動補助費
- (6) その他

第九条 謝礼、および慶弔費

本会は、指導者に対して次のことを行う。

1. 謝礼 年1回 指導のお礼として
2. お祝い 結婚、および子女の誕生の時 贈呈
3. 記念品 離任時贈呈
4. お悔やみ 指導者および家族の葬儀時 香典・供花など

本会は、団員に対して次のことを行う。

1. お悔やみ 団員および両親の葬儀時 香典・供花など

第十条 父母の責任

一、団員の試合その他、団として活動中、負傷などのあった場合は、適切な応急処置を行うが、その後は、当事者の父母の責任において処置するものとする。

二、交通機関(自家用車を含む)を利用してのリーグ戦・少年団としての諸行事に参加する場合の交通災害については、少年団、および本会は、その責任を負わない。

第十一条 少年団管理書類の保存年限

少年団が管理する書類の保存年限を以下のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 決算書および会計書類 | 決算後 10年 |
| (2) 団員の個人情報を含む書類 | 卒団後 1年 (※1)(※2) |
| (3) (1)(2)以外の書類 | 運用停止後 5年 |

※1 団員氏名、保護者氏名、生年月日、住所等を有し、個人が特定できる書類

※2 中途退団者は同学年卒団員に準ずる。